

別紙 2

(2) 県指定史跡「下三財古墳群」のうち第 32 号墳に係る指定解除について

所在地 西都市大字下三財字宮迫 3488 番

(指定時の地番：児湯郡三財村大字下三財字宮迫 3488 番)

所有者 企業

諮問理由

県指定史跡「下三財古墳群」は西都市にあり、三財川に面した小豆野原台地の東側を中心に分布する 63 基の古墳である。昭和 11 年 7 月 17 日に「三財村古墳」として指定され、平成 27 年 9 月 7 日に現在の指定名称に変更された。

このうち、32 号 (円墳) は、平成 28 年 12 月～同 29 年 3 月にかけて確認調査を実施したところ、本来の古墳そのものが大きく損なわれていたことが判明した。調査成果に基づいた復元も困難であることから、県指定古墳としての価値は既に失われているものと判断されることから、指定解除を行いたい。

指定及び解除等に関する経過

昭和 11 年 5 月 19 日	史跡指定申請
昭和 11 年 7 月 17 日	史跡指定 (指定地の地籍：11 畝 22 歩=1163.7 m ²) 旧指定名称：「三財村古墳」第 41 号
昭和 57 年 11 月 9 日	き損 (採土工事による削平) ・復元
平成 27 年 9 月 7 日	指定名称の変更
平成 28 年 5 月 19 日	き損 (墳丘の崩落)
平成 28 年 12 月 12 日～	確認調査実施 (平成 29 年 3 月 31 日まで) (平成 28 年 11 月 28 日付けシレイ 0850-1-61 にて許可)
平成 29 年 6 月 26 日	指定解除の申請 (平成 29 年 6 月 29 日受理)